

[仮訳]
2004年5月18日

プレスリリース

IOSCO(証券監督者国際機構)専門委員会は、金融犯罪に対抗する資本市場の強化に関するアクションプランの概要を取りまとめ、信用格付機関の行動規範策定の進展について報告し、証券業の顧客確認及び受益者に関する原則を公表する

(ヨルダン・アンマン)2004年2月、IOSCO(証券監督者国際機構)専門委員会は、最近の目立つ証券犯罪や市場濫用事件への対応を形成・調整するため、議長による特別なタスクフォース(作業部会)を組織した。このタスクフォースは、米国証券取引委員会(SEC)のロエル・C・カンポス委員とイタリア国家証券委員会のランベルト・カルディア委員長による共同議長の下、以下の点を含む懸念される領域に焦点を当てている。

1. コーポレート・ガバナンス及び独立取締役の役割
2. 監査人監督及び監査基準の有用性
3. 当局による監督
4. 「特別目的会社」のような複雑な会社構造の利用や複雑な株式所有構造
5. 現代の証券市場における投資銀行やブローカー・ディーラーのような市場仲介者や市場の「ゲートキーパー」の役割
6. 現代の証券市場における証券アナリストや信用格付機関のような民間部門の情報アナリストの役割
7. オフショア金融センター

今日までのタスクフォースの事実確認作業は、多くのケースにおいて、最近の金融スキャンダルに関する問題が、監査人監督及び監査人の独立性に関するIOSCO原則のようなIOSCOが継続的に行っている作業や、様々な国際規制監督基準及びベストプラクティス(最善の慣行)によって、適切に対処されていることを示している。いくつかの分野、特に債券の発行開示やオフショア金融センターに関連する分野において、タスクフォースは、更なる原則又はベストプラクティスが国際金融システムの潜在的な脆弱性に対処するために必要かもしれないと考えている。

タスクフォースは、懸念される問題を分析し、既存の規制監督に関する原則の実施の評価・改善、新たな原則の策定を行うプロジェクトを勧告する最終報告書を準備している。専門委員会は、金融当局が国際金融規制監督システムの潜在的な脆弱性を認識することを助け、既存の基準の実施状況を改善し、規制監督上のリスクの認識・評価を強化するため、IOSCOメンバー間や金融安定化フォーラム(FSF)と報告書を共有する予定である。

専門委員会は、グローバルな金融市場における投資家保護の改善に不可欠な分野におけるIOSCOの作業に対する一般の認識向上のため、論点整理ペーパー(別添)を、ヨルダン・アンマンでのIOSCO年次総会の際の会合後に発表している。香港

証券先物委員会(SFC)委員長かつIOSCO専門委員会議長のアンドリュー・シェン氏は、「IOSCO専門委員会は、最近の目立つ国際的な証券犯罪やコーポレート・ガバナンスの失敗への対処を委ねられた。我々の特別なタスクフォースは、これらの事件から提起された問題を分析する上で素晴らしい進展をみせている。我々は今後前進し、活力ある強固な規制監督上の対応を策定していく。」と述べている。

また、アンマンでの年次総会において、米国SECは、各議長からなる特別なタスクフォースの議長として、信用格付機関に提起された数多くの懸念や、信用格付機関が現代の金融市場において果たす役割に対処するため、信用格付機関の行動規範(Code of Conduct)の策定に向けた進捗状況について報告した。

米国SECのロエル・カンボス委員は、「信用格付機関は、グローバルな資本市場が機能する上で非常に重要な役割を果たしている。しかしながら、今日の市場における他の多くの重要な関係者のように、最近の金融スキャンダルは、正しかろうと間違っていようと、いかに格付機関が格付プロセスの質や廉潔性を高め潜在的な利益相反に対処し、そして、特定の格付をどの程度重視するかを評価する際に、投資家が異なる格付機関の履歴をいかに比較できるか、といった疑問を提起している。議長タスクフォースが現在策定中の信用格付機関の行動規範は、これらの懸念に対処することを目指している。」と述べている。

行動規範案は、2003年10月に専門委員会が公表した「信用格付機関の活動に関する原則」に関する専門委員会のステートメントの一般的な構成を踏襲する。原則は、格付機関、規制監督当局、発行体及びその他の市場参加者が、投資家保護、証券市場の公平性・効率性・透明性を向上させ、システミック・リスクを縮減するために努力すべき高いレベルの目標を掲げている。

信用格付機関に関する原則の公表後、いくつかの証券当局や信用格付機関は、原則が実際にどのように実施されるべきかを記したより特定された詳細なガイダンスが有益であると示唆した。このガイダンスは、信用格付機関の行動規範として役立ち、それにより、市場環境や法・規制監督構造にかかわらず、世界各地に存在する信用格付機関の行為基準の収斂の確保を助けることとなる。

行動規範案の詳細について議論するため、議長による信用格付機関タスクフォースが4月末にローマで開催された。タスクフォースは、信用格付機関業界及びバーゼル銀行監督委員会から6月にコメントを求め、また、関心のある政府¹とともに、発行体や投資家を含む一般から、7月又は8月に幅広くコメントを求める予定である。タスクフォースは2004年9月までに行動規範を完成させる予定である。

顧客及び受益者の確認は、投資家保護、公平・効率的・透明な市場の確保及び証券界の違法な使用の防止といった、証券規制の主要目的を達成するための中核である。効果的な顧客確認手続きの重要性を踏まえ、また、マネーロンダリングと戦うため

¹ 2004年3月30日、ドイツ連邦議会は、IOSCOの信用格付機関の行動規範の進展及び考慮すべき主要事項の明確化を支持する決議を行った。第15期ドイツ連邦議会、2004年3月30日付け文書15/2815(「行動規範を通じた格付機関の廉潔性、独立性及び透明性の向上」)参照。

に金融活動作業部会(FATF)が新たに改訂した「40の勧告²」を補完するため、専門委員会は今回の年次総会において、「証券界の顧客確認及び受益者に関する原則」(2004年5月)³のステートメントを採択した。メキシコ国家銀行証券委員会(CNBV)の委員長でありこの原則ステートメントを策定したIOSCOタスクフォースの議長であるジョナサン・デービス氏は、公表文において、「これらの原則は、証券規制監督全体に影響を与える主要な課題に対処している。包括的な情報と記録に基づく適切な顧客確認手続きを通じて、市場利用者の真の身元が確認されることが必要不可欠である。」と述べている。

スペインのマドリッドに本拠を置くIOSCOは、証券規制監督当局間の国際的な協力のための主要なフォーラムであり、証券分野における国際的な基準設定主体として知られている。IOSCOは、現在、100以上の国・地域からの171のメンバーを有している。

詳細は以下の連絡先まで。

フィリップ・リチャード

事務局長

電話 (+34 - 91) 417 - 5549

FAX (+34 - 91) 555 - 9368

電子メール mail@oicv.iosco.org

ホームページ www.iosco.org

² FATFウェブサイト(<http://www.fatf-gafi.org/pdf/40Recs-2003.en.pdf>)で参照可能。

³ IOSCOウェブサイト(www.iosco.org)で近日中に公表。

金融犯罪に対抗する金融市場の強化のためのアクションプランの概要

過去数年間にわたり、IOSCO(証券監督者国際機構)は、証券市場規制監督や法執行に関するメンバー間の協力を目指した数多くのプロジェクトを担ってきた。これらのプロジェクトは、証券市場規制監督一般に関する原則¹とともに、監査人監督²、監査人の独立性³、継続開示及び重要事項の報告⁴、非財務情報の開示⁵、証券アナリストの利益相反⁶及び信用格付機関の活動⁷のような諸分野の規制監督に関する原則を含んでいる。IOSCOはまた、証券規制監督当局間の証券法規則違反の調査・訴追に関する協力や情報共有の改善を目指す重要な作業を行ってきた。これには、IOSCO多国間MOU⁸の策定が含まれている。多国間MOUには、署名申請を審査するプロセスが設けられ、これを通じて、既に多くの国・地域が証券当局に、海外の証券当局との情報共有や協力を認める法律の制定を促進することに成功している。これらの各原則及び多国間MOUは、グローバルな資本市場の廉潔性と安定性を脅かす恐れがあると認識されている脆弱性に対処することを目的としていた。

最近の目立つグローバルな金融・証券犯罪スキャンダル、特にイタリアのパルマラット・グループに関するスキャンダルは、IOSCOにとって、これらやその他の分野についての追加的なレビューが必要かもしれないことを強調するものであった。IOSCO専門委員会は、これらの犯罪に対応して、2月に開催された前回会合において、パルマラット事件を発生させた状況をレビューし、この事件がグローバルな資本市場の安定性と廉潔性にとってどのような意味合いを持つかを評価し、そして専門委員会の更なる作業の道筋を示唆するため、議長からなるハイレベルのタスクフォースを設けた。このタスクフォースは、イタリア国家証券委員会(CONSOB)と米国証券取引委員会(SEC)の共同議長である。

¹ 「証券規制の目的と原則」(1998年(2003年10月改訂))

² 「監査人の監督に関する原則」(2002年10月)

³ 「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」(2002年10月)

⁴ 「上場企業による継続開示及び重要事項の報告に関する原則」(2002年10月)

⁵ 「経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析(MD&A)に関する一般原則」(2003年2月)

⁶ 「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」(2003年10月)

⁷ 「信用格付機関の活動に関する原則」(2003年10月)

⁸ 「IOSCO多国間MOU(証券情報の交換取極)」(2002年5月)

タスクフォースの作業案

タスクフォースの作業は、3つの段階から構成される。

最初の段階として、タスクフォースは、パルマラット事件に関する公開情報を評価し、専門委員会にその概要を報告する。パルマラット事件は現在イタリアや米国等において法執行が進められているが、事件を取り巻く多くの事実は未だ十分に解明されていない。タスクフォースは、信頼できる公開情報のみをレビューの基礎とする。

第二段階として、タスクフォースは、利用可能な情報から証券当局の検討・再検討が望まれる主要課題を、専門委員会に明示する。パルマラットに関する法執行活動が進行中であることを考慮し、タスクフォースはこれらの調査に影響を与えるような結論を導くことを避ける。むしろタスクフォースは、これらの課題がパルマラット事件自体に直接関係するかどうかについて言及することなく、パルマラット事件から提起された証券当局による一層の注目に値するかもしれない課題に焦点を当てていく。タスクフォースはまた、これらの課題が既存のIOSCO原則によって対処されているかどうか、また、どのように対処されているか、あるいは追加的な原則の策定が求められているか、についても議論する。この段階におけるタスクフォースの作業には次のような課題が考えられる。

1. コーポレート・ガバナンス

発行体企業のボードにおける独立取締役の役割、少数株主の権利、関連当事者取引により生じる利益相反を防止するメカニズム(会計原則の法執行等)を含む。

2. 監査人監督

監査人の独立性、監査基準及び監督行為の有効性、独立したボードの役割、監査人の交替義務づけに関連する課題を含む。

3. 当局による監督

財務及び非財務情報の開示要件の性質や有効性、規制監督当局の多様性から生じる規制監督上の穴に関する課題、国内外の当局間の情報共有、社債市場の透明性と規制を含む。

4. 複雑な企業構造の利用

複雑な財務及び株式保有構造、特別目的会社の利用、それらの利用が特別な規制監督上の課題を提起するかどうかを含む。

5. 市場仲介者及びゲートキーパーの役割

投資銀行、弁護士、ブローカー・ディーラー、これらが負うかもしれないデュー・デュー・ディリジェンス義務の種類及び義務の名宛人を含む。

6. 民間部門の情報アナリストの役割

証券アナリスト、信用格付機関、これらアナリストがどの程度発行体の脆弱性や利益相反を発見する役割を果たすことができるのか、また果たすべきなのかを含む。

7. オフショア金融センター

オフショア金融センターによる「規制監督が不十分」か「非協力」が、証券市場の国際化を考慮した効果的な市場の監督にとって、果たして、またどの程度の問題を提起し得るかについて。

パルマラット事件に関する事実やこれら規制監督上の問題の分析について詳述する非公表の報告書が、4月末のタスクフォース会合において検討された。

第三のそして最後の段階として、タスクフォースは、専門委員会に対して、提起された課題への潜在的対応として、更なる措置を勧告する。提起された課題により、これら勧告は次の事項を含むかもしれない。

1. 現在のアプローチでは適切に対処されていないとタスクフォースが考える規制監督上の課題について、新たなIOSCO原則・基準を策定し、金融犯罪の発見及び訴追を強調する。
2. 特定された課題に対処するために適切かつ効果的ではあるが広範な実施が完了していない、既存のIOSCO原則・基準の実施を加速させるメカニズムの策定。
3. メンバーから適切かつ効果的であると考えられているが、実施されていないためにクロスボーダーにおける規制監督上の脆弱性をもたらしている、既存のIOSCO原則・基準の実施を評価する提案。
4. 発行体や仲介者のクロスボーダーの活動に関する当局間の積極的かつ定期的な情報交換。

タスクフォースは、また、問題が発生する前に潜在的な規制監督上の脆弱性に対処できるよう規制監督上のより良い資源配分を行うため、規制監督上のリスク発見・リスク管理等の課題に対処する他の可能性のあるアプローチについても検討している。

タスクフォースは、その分析の一環として、特定された規制監督上の課題に関連する専門委員会における継続中のプロジェクトを考慮する。現在のいくつかのプロジェクトは、専門委員会が以前から潜在的な規制監督上の懸念として認識していた問題に関するものである。これらプロジェクトの重要性がパルマラット事件により注目されている。継続中のプロジェクトには次のものが含まれる。

1. IOSCOメンバー間のIOSCO主要原則の実施の評価
2. 債券市場の価格形成メカニズムの透明性を含む債券市場の透明性のレビュー

-
3. 債券発行に関する国際的な開示基準
 4. IOSCO監査人監督原則の実施の評価
 5. 典型的な「非協力的」国・地域との間の情報共有・協力能力のレビュー及び更なる協力促進のための提案に関する議論

タスクフォースは、状況やプロジェクトの段階に応じて、これらのプロジェクトのいくつかを加速させ、あるいはタスクフォースの調査結果を考慮に入れることを勧告するかもしれない。